

令和8年度  
「社会を明るくする運動」「青少年の被害・非行防止運動」

## 防府地区実施要領（案）

### 1 広報活動

- (1) 市広報等を利用した両運動に関する広報活動の実施
- (2) 関係機関・関係団体等への資料等の提供
- (3) 青少年の非行防止及び更生保護関係の機関並びに民間協力団体の活動についての周知

### 2 第17回「社会を明るくする運動」「青少年の被害・非行防止運動」 スピーチコンテスト

- (1) 目的 犯罪や非行問題に関して考えたことや感じたことについて、次代を担う青少年が発表することにより、本運動の理解及び参加を促進することを目的とする。
- (2) 主催 「社会を明るくする運動」「青少年の被害・非行防止運動」  
防府地区推進委員会  
共催 防府市  
防府市教育委員会  
防府市青少年育成市民会議  
防府保護区保護司会  
後援 防府市PTA連合会  
防府警察署  
防府市更生保護女性会  
防府市社会福祉協議会  
「小さな親切」運動防府支部
- (3) 日時 令和8年7月25日（土）午前10時から午後0時30分まで
- (4) 場所 防府市創業・交流センター(デザインプラザHOFU)
- (5) 発表者 防府市内の中学生
- (6) 内容 “社会を明るくする運動”及び“青少年の被害・非行防止運動”の趣旨を踏まえ、家庭生活・学校生活の中で体験したことや見聞きしたことをもとに、犯罪や非行について考えたことや感じたことを発表する。

- (7) 賞
- 最優秀賞 1点
  - 優 秀 賞 3点程度
  - 優 良 賞 8点程度
- ※スピーチコンテスト上位3作文は、“社会を明るくする運動”山口県推進委員会に推薦する。また、県で優秀とされた作文は、“社会を明るくする運動”作文コンテスト中央審査会へ。(県々切：9月)
- (8) 審 査 員
- ・防府市中学校長会 会長（審査委員長）
  - ・防府市中学校国語研修部 代表
  - ・防府市小学校長会 代表
  - ・防府市PTA連合会 会長
  - ・防府警察署 署長
  - ・防府市青少年育成市民会議 会長
  - ・防府市更生保護女性会 会長
  - ・防府保護区保護司会 会長
  - ・防府市社会福祉協議会 会長
  - ・防府市教育委員会 教育長
- (9) 表彰内容 表彰状、記念品
- (10) その他
- ① 発表作文1点を各学校で審査の上、令和8年7月10日（金）までに事務局に提出する（400字詰め原稿用紙、3枚から5枚程度）。
  - ② 応募作文は返却しない。
  - ③ 応募作文に記載された個人情報、防府地区推進委員会が行う事業に必要な範囲でのみ使用する。
  - ④ 応募者の氏名・学校名・学年については、広報や報道で発表する。
  - ⑤ 応募作文は、防府市のホームページなどの告知媒体に掲載し、報道機関に公表する。

### 3 こども環境クリーンアップ活動

山口県青少年健全育成条例による有害図書の区分陳列、夜間外出の規制等の実効性を高めるため、図書類取扱店・深夜営業施設等への立入調査を行い、必要な指導等を行う。

#### (1) 内 容

①実施時期 令和8年7月

#### ②対 象

○図書類取扱店

- ・書店、貸本屋、コンビニエンスストアなど
- 深夜営業施設
  - ・カラオケボックス、インターネットカフェなど（営業用個室を有するものに限る。）
- 携帯電話端末等の販売店
- ③ 調査・指導内容
  - 図書類取扱店
    - ・具体的基準に従った有害図書類の区分陳列の状況
    - ・青少年の有害図書類の購入、立読み等を禁止する表示の有無など
  - 深夜営業施設
    - ・深夜に青少年の立入を禁止する表示の状況
    - ・施設内における個室等の設置状況
  - 携帯電話端末等の販売店
    - ・条例等で定められた事項の説明及び書面等の交付の状況
    - ・青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない契約の状況など
- ④ その他
  - ・調査結果を県こども家庭課に報告する。
  - ・不備店については改善を指導するとともに、9月頃に再調査を実施する。

## 4 その他

### (1) 駅前街頭広報活動

7月1日（水）防府駅みなとぐち・であいの広場においてグッズの配布、啓発

※福祉総務課が当活動に係る事務を担当します。

※荒天時は翌日【7月2日（木）】に延期して実施します。

当日は、福祉総務課・生涯学習課が参加します。

### (2) 補導巡視活動

青少年育成センターの補導活動及び合同巡視の実施